

第8章 公害等通報と不法投棄

環境基本法では、事業活動などに伴って生じる相当範囲に広がる「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「騒音」、「振動」、「地盤沈下」、「悪臭」により、人の健康や生活環境に被害が生じることを公害と定義しており、この7種類を典型7公害と呼んでいます。

1. 公害等通報の現況

本市では、良好な環境保全を図るため、公害や不法投棄などに係る情報提供に対して、事実確認を行った後、関係機関との連絡調整や原因者に対する通知を実施しています。

表32. 公害等通報の件数 (単位：件)

	典型7公害							典型7公害以外			合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	不法投棄	雑草繁茂	その他	
H25年度	18	13	0	3	0	0	4	43	30	21	132
H26年度	11	8	0	1	0	0	2	35	30	16	103
H27年度	14	4	1	1	0	0	4	10	27	8	69
H28年度	22	10	0	2	0	0	7	22	37	10	110
H29年度	16	9	0	5	0	0	7	15	26	20	98

※廃棄物の処理及び清掃に関する法律により、野外焼却は禁止されていますが、農業等に係るものは、例外規定として認められています。しかし、市民から依然として相談が寄せられており、本市の大気汚染通報の大半は、野外焼却によるものとなっています。

※その他通報は、主に野犬の目撃、猫の糞尿被害などです。

2. 不法投棄対策

(1) 監視体制について

平成29年度は、30名の市民を環境美化監視員に委嘱し、地区の環境保全状況を確認いただき、その結果を定期的に報告いただいています。

また、市内をパトロールし、不法投棄物の回収などを行う環境対策指導員の雇用や、環境保全を啓発する看板の配布、不法投棄防止用の監視カメラの設置など、不法投棄抑制のための様々な取組みを実施しています。

表33. 環境保全看板交付実績 (単位：枚)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
不法投棄禁止	11	5	4	12	2
不法投棄監視地区	2	1	1	1	0
ポイ捨て禁止	10	12	11	15	13
その他	28	46	22	24	8
合計	51	64	38	52	23

(2) 不法投棄の回収状況

平成 29 年度の不法投棄回収件数は 32 件で、前年度と比べ 19 件の増加となりました。

表34. 不法投棄物回収状況

(単位：件)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
テレビ	10	44	7	3	2
冷蔵庫	5	7	1	1	2
洗濯機	1	2	1	0	1
ビデオデッキ	0	1	2	0	0
タイヤ	25	13	19	2	3
バンパー	0	1	0	0	0
バッテリー	0	0	0	1	0
ふとん	4	0	3	1	0
マット・ソファー	4	2	1	0	3
電子レンジ	3	1	0	0	0
自転車	4	2	0	2	15
その他	40	57	14	3	6
合計	96	130	48	13	32

